

第16回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月12日(金) 午後18時00分から午後18時30分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(13人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

欠 席 6 番 香 川 国 彦

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

4 番	渡 邊 一 元
7 番	上 山 靖

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画
に係る意見について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 現況証明願について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第16回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが14名中13名出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 本日より七條委員に総会にご出席いただきます。つきましては七條委員、よろしく願いいたします。また、この後の懇親会の時にご挨拶をお願いいたします。それでは、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんばんは。日中の作業でお疲れのところ、夜分にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 今年の収穫作業は、9月頃までは良い天気で作業も順調に進んだと思いますが、10月に入りまして台風も来て、まとまった降雨もありましたので、皆さんも収穫作業にはご苦労をされたかと思えます。そして北地区の方でもなかなか作業が進まない方もいるとのことで、今度の天気の回復を祈るところであります。 また、本日より農協推薦で篠原組合長の後任と言うことで、七條専務に農業委員としてご一緒させて頂きませんが、今度ともよろしく願います。 本日は歓迎会もあるとのことですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしく願います。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。

渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。4番渡邊一元委員、 7番上山靖委員よろしくお願ひいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号農地法第18条第6項 の規定による報告について事務局説明願ひます。
事務局 (加藤係長)	報告第1号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、 合意による賃貸借契約の解除通知があつたので報告します。平成30年10 月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
渡邊議長	なぜ、〇〇は農地を借りるのを止めたのですか。
事務局 (加藤係長)	〇〇〇の〇〇になったことや、〇〇の前に〇〇〇の畑を新たに作ったので 必要が無くなったとのことでした。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとします。

渡邊議長 次に議案第1号農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画に係る意見について事務局説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第1号農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画に係る意見について、このことについて、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定に基づく農用地利用計画の変更について、本会の意見を付したいので審議願います。平成30年10月12日提出士幌町農業委員会
会長渡邊睦実

【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4番
(渡邊委員) ここは牛舎と隣接していますが、もともと地目は農地だったということですか。

事務局
(加藤係長) そうです。今回、〇〇さんの住宅を建てたいとのことでした。それで建設予定地ですが、始め申請をしようかと予定していた場所は土地改良が入っていて、まだ年数が経たないので分筆できませんでした。そして、次の候補地としてこの場所になったようです。ただ、長い通路が必要になってきているので少し歪な形になっています。

4番
(渡邊委員) ここは明渠か何かありますか。

事務局
(加藤係長) 隣に明渠がありまして、地番は〇〇〇〇〇〇です。次の4条の議案でも説明します。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 それでは、続きまして番号2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 先月の総会にて5条申請で農地転用を認めて、今月は農用地利用計画の変更ということですか。

事務局
(加藤係長) そうす。先月の総会で転用を認めています。ただ、農振の方の計画が遅れてきているような形です。

渡邊議長 5条申請と農振の計画はどちらを先に審議しなくてはいけないのですか。

事務局
(加藤係長) 以前でしたら農振の除外が終わったら転用でしたが、現在は同時に走れるとのことで処理しています。今回はたまたま農振計画の方が先に走っているのがあったので、この件は少し遅れました。

渡邊議長 〇〇さんからはいつ農振計画の申請が上がってきていますか。

事務局
(加藤係長) 同時期に申請がありました。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。
次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第4条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。
平成30年10月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第3号は承認されたものとします。
次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について審議願います。平成30年10月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは、番号1番から6番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4番
(渡邊委員) ○○○○さんが借りる予定の畑の下に開いているスペースがありますが、ここには何があるのですか。

事務局
(加藤係長) ここは○○○○さんの住宅があるところです。

1番
(森本代理) ○○○○さんが借りる畑の○○の細い畑から3人でどのように分けるかはどのように決めたのですか。

事務局
(加藤係長) ○○さん自体は1筆としてがっきになっている部分を使っていましたが、今回は3人で割ると言う話になったので細い部分ができました。

4番
(渡邊委員) 細い部分は何メートルありますか。

事務局
(加藤係長) 実測に行って測ってきました。幅は約○○メートルです。
ここは3人で1人当たり○○○○に分けてほしいと依頼がありました。
ただ、○○さんの部分は廃根線があるので、その部分を抜いて面積は少なくなっていますが、いずれその部分を畑にすれば他の人と同じくらいの面積になります。

渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年10月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。
9番 (小野寺委員)	現地を確認して参りました。現在は農地・採草放牧地以外となっていることをご報告いたします。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
渡邊議長	〇〇さんは地番〇〇〇〇〇〇〇の上の部分もいずれは転用したいとのことですか。
事務局 (事務局)	そのようです。いずれは地番〇〇〇〇〇を全て転用して農地では無くする予定のようです。そして、今回は転用しない部分については何を建てるかは未定ですが、いずれは転用したいと〇〇さんは言っていました。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番の件につきまして調査員の報告を求めます。
4番 (渡邊委員)	先日、現地を確認して参りました。現在は農地・採草放牧地以外となっていることをご報告いたします。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

- 4番
(渡邊委員) 補足です。本人に確認しましたところ、牧場(地番〇〇〇〇〇)の真ん中に黄色い枠で空いているところがありますが、今は誰も住んではいませんが住宅です。ここも一緒に地目が宅地かどうか確認した方がいいと勧めました。いずれは宅地を売りたいそうです。中抜けになるので、出入りできなくなってしまうかと思います。
- 13番
(遠藤委員) 中抜けしている部分は宅地になっているのではないですか。
- 事務局
(加藤係長) 現在は牧場です。航空写真を見ていただいたら分かると思いますが、ここは土地改良で砂利を取っているので〇〇〇さんのところは全て高くなっています。この白くなっているところが土手のようになっていて何度か農地パトロールで見たことがあると思います。
- 4番
(渡邊委員) いずれは使用者が買い取ることになると思います。
- 1番
(森本代理) 今は誰も牛舎を使用していないということですか。
- 事務局
(加藤係長) 地区の方が使用しています。
- 4番
(渡邊委員) 真ん中にある住宅に入る通路は防風林の横にしかありません。もし、誰かが買い取ったら住宅に入れなくなるので、真ん中の部分も一緒にしたらどうかと話はしましたが、なかなか難しいとのことでした。
- 事務局
(加藤係長) 真ん中の抜けているところは宅地です。航空写真の黄色くなっている部分が牧場だと言う話をしましたが、遠藤さんが言っていた場所は宅地です。話がややこしくなり、すみません。
- 渡邊議長 他にありませんか。
- 全員 ありません。
- 渡邊議長 ないようですので、議案第5号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

午後6時30分 閉会